

道の駅「明治の森・黒磯」 出店者要項

1. 出店対象

- 出店の対象は、キッチンカー、移動販売車及びテントによる**飲食物の提供および加工食品の物販**に限る。
- 非食品（雑貨・衣料・工芸品等）の出店は不可とする。
- 営業に必要な**保健所への申請および許可取得は、すべて出店者自身が行うこととする。**

2. 出店場所

- 出店場所は、道の駅「明治の森・黒磯」施設前の特設エリアとする。
- 出店位置の割り当ては、主催者（事務局）が調整・指定するものとする。

3. 出店可能日・時間

- 2026年2月末まで
- 出店可能日：**火曜日・水曜日・土日祝日**（定休日は除く）
※状況に応じて変更される可能性がある
- 出店可能時間：8:30～17:00（準備・撤収を含む）
- 出店回数：1店舗 月4回まで

4. 出店数の制限

- 同日に出店できるのは**最大2店舗**（先着順による受付）とする。

5. 出店料

- 道の駅「明治の森・黒磯」の出荷者 1日の売上の10%
出荷者以外の方 1日の売上の12%
※終了後に売上報告書（弊社規定用紙）にて売上及び販売点数を報告する
- 電源使用料：1,000円/日（事前申請制）

5. 申込方法

出店希望日の**1週間前までに**、以下の書類を提出すること。

【提出書類】

- 保健所発行の営業許可証の写し（必須）
- 賠償責任保険加入証明書（出店者自身で加入・提出すること）
- メニューおよび価格表

- 所定の出店申込書（主催者より配布）
 - 出店希望日1週間前を切っている場合でも、空きがある場合は申し込み可能とする。直接、道の駅にお問い合わせください。
- ※但し、書類の提出が済んでいる二回目以降の出店の方に限ります。

6. 出店ルール・衛生管理

- 火気を使用する場合は、必ず消火器を携行すること
- 発電機・音響機材の使用は、事前に申請し許可を得ること
- 地面を汚さないよう、適宜シートなどで養生を行うこと
- ゴミはすべて出店者が持ち帰ること
- 営業終了後は、出店区画を清掃し現状復帰すること
- 周囲に対して騒音・臭気・接客態度等で迷惑をかけないように配慮すること
- のぼりなどの装飾品は、要相談とする
- 食品衛生法に基づく適切な管理を徹底すること。必要に応じて保健所の指導を受けること

8. キャンセル規定

- 前日または当日のキャンセル：5,000円

9. 禁止事項

- 飲食物以外の物品（雑貨・衣料・玩具など）の販売
- 道の駅の雰囲気を害するような過度な装飾
- 音響機材の使用
- 公序良俗に反する行為および営業活動
- 他の出店者や来場者に迷惑を及ぼす行為（騒音・勧誘など）

10. その他

- 出店の可否は主催者の判断による
- 天候不良や災害等により、主催者判断で出店を中止する場合がある（その際は出店料を返金する）
- その他不明点がある場合は、事務局（インフォメーション）まで問い合わせること